

○国立大学法人上越教育大学情報セキュリティインシデント対応 チーム設置要項

(平成29年3月7日学長裁定)

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学危機管理室の下に国立大学法人上越教育大学情報セキュリティインシデント対応チーム（上越教育大学Computer Security Incident Response Team。以下「上越教育大学CSIRT」という。）を置く。

(目的)

第2条 上越教育大学CSIRTは、国立大学法人上越教育大学において発生した情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）への対応及び平時における情報セキュリティの確保により、インシデントによる被害の最小化に努めることを目的とする。

(業務)

第3条 上越教育大学CSIRTは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) インシデントの監視・発見、通報受付及び連絡調整に関すること。
- (2) 被害拡大防止等のための初動対応に関する立案及び対応確認に関すること。
- (3) 前号に伴う情報システムの機能低下からの復旧の立案及び復旧確認に関すること。
- (4) 再発防止計画の立案及び実施確認に関すること。
- (5) 学外CSIRT等へのインシデントに関する連絡及び情報共有に関すること。
- (6) 情報セキュリティの確保に関すること。
- (7) インシデントに備えた準備及び訓練に関すること。
- (8) その他インシデントに関する必要な事項

(組織)

第4条 上越教育大学CSIRTは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 情報メディア教育支援センターに兼務する教員のうち、学長が指名する者
- (2) 情報メディア教育支援センターの事務を担当する職員のうち、学長が指名する者
- (3) 個人情報の事務を担当する者のうち、学長が指名する者
- (4) その他学長が指名する者

(CSIRT長)

第5条 上越教育大学CSIRTにCSIRT長を置き、前条第1号又は第4号に掲げる者のうちから学長が指名する。

2 CSIRT長は、上越教育大学CSIRTの業務を統括する。

3 CSIRT長が職務を遂行できないときは、あらかじめCSIRT長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議の招集及び議長)

第6条 CSIRT長は、必要に応じて上越教育大学CSIRTによる会議を招集し、その議長となる。

2 CSIRT長は、必要があると認めるときは、上越教育大学CSIRT以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第7条 上越教育大学CSIRTに関する事務は、学術情報課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、上越教育大学CSIRTの運営に関し必要な事項は、上越教育大学CSIRT長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。